

令和6年4月17日

長野県教科用図書選定審議会長様

長野県教育委員会

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する指導・助言  
または援助の内容について（諮問）（案）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条の規定により、下記事項について御審議願います。

記

1 次の教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料について

- (1) 中学校用教科書
- (2) 特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書

2 次の教科用図書の選定図書に対する意見聴取について

- (1) 県立中学校及び県立特別支援学校中学部において使用する中学校用教科書
- (2) 県立特別支援学校小・中学部において教科用図書として使用する一般図書